

令和3年度司法書士試験
田端と一緒に自己分析

択一式

1. 出題形式

午前の部

	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
組み合わせ	34	35	31	32	30	28
単純正誤	1	0	4	3	4	5
個数	0	0	0	0	1	2

午後の部

	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年
組み合わせ	34	33	35	35	34	33
単純正誤	1	2	0	0	1	1
個数	0	0	0	0	0	1

2. 科目別ランク

午前の部

	A	B	C
憲法	3問	0問	0問
民法	19問	1問	0問
刑法	3問	0問	0問
会社法	7問	1問	1問
合計	32問	2問	1問

午後の部

	A	B	C
民訴・民保・民執	6問	1問	0問
司法書士法	1問	0問	0問
供託法	2問	1問	0問
不動産登記法	10問	4問	2問
商業登記法	5問	1問	2問
合計	24問	7問	4問

ランクは午前・午後ともに出題実績と正答率から作成

- A＝正解するべき問題 目安：正答率70%以上
B＝できれば正解したい問題 目安：正答率40%以上70%未満
C＝正解しなくて良い問題 目安：正答率40%未満

・基準点予想

年度	基準点			基準点合計	合格点	必要な 上乘せ点
	午前	午後	記述			
R 3						
R 2	7 5 (25 問)	7 2 (24 問)	3 2. 0	1 7 9. 0	2 0 5. 5	2 6. 5
H 3 1	7 5 (25 問)	6 6 (22 問)	3 2. 5	1 7 3. 5	1 9 7. 0	2 3. 5
H 3 0	7 8 (26 問)	7 2 (24 問)	3 7. 0	1 8 7. 0	2 1 2. 5	2 5. 5
H 2 9	7 5 (25 問)	7 2 (24 問)	3 4. 0	1 8 1. 0	2 0 7. 0	2 6. 0
H 2 8	7 5 (25 問)	7 2 (24 問)	3 0. 5	1 7 7. 5	2 0 0. 5	2 3. 0

午前 2 6 午後 2 2

①午前 2 6 ・午後 2 2 と仮定 1 4 4 点

②過去 4 年の記述基準点の平均 (3 3. 8 7 5 点→3 4. 0 点)

③過去 4 年の上乘せ点の平均 (2 5. 3 7 5 点→2 6 点)

①～③の合計 2 0 4. 0 点～

→ 合格点のイメージ。ただし、記述の基準点予想をやや低めに設定している点や、記述式の難易度を考慮すると、もう少し高くなると考えられる。

3. 科目別分析

午前択一

憲法

1 目標正解数 3 / 3 (昨年 2 ~ / 3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
<ul style="list-style-type: none"> ・テキスト知識 (判例) →結論しか覚えていないと解けない問題も出る ・条文知識 <p>※学説問題, 空欄補充問題なし</p>	<p>①過去問が少ない分テキスト学習の割合を増やす。違憲か合憲か? など結論だけでなく, その結論になった過程 (内容) も見ておく。</p> <p>②刑事手続の保障からの出題 (R2) など, 未出部分からも出題されるので, 出ないと決めつけずにやる。</p>

民法

1 目標正解数 19～/20 (昨年18～/20)

2 傾向と対策

① 昨年(一昨年)からの傾向★★★ 改正問題

内容・特徴	対策
・ 錯誤(第5問), 消滅時効(第6問), 弁済(第16問), 相殺(第17問), 契約不適合責任(第18問), 賃貸借(第19問), 相続等(第22問), 遺言執行者(第23問) ・ 債権質(第12問エ) → 譲渡制限の改正に関連	条文, 改正民法の問題演習(答練, 模試等)。テキストで読み飛ばしをしない。 今年は過去問類似肢が例年より少なかったが, 過去問を省いていいというわけではない。

改正法が正式に試験範囲になったのは令和2年から。しかし, 平成31年度本試験にも, 改正の予兆のような出題はされていた。

H31-17

イ 将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約は, その目的とされる債権が発生する相当程度の可能性が契約締結時に認められないときは, 無効である。

→ 誤り。将来発生する債権であっても, 譲渡することができ(新民法466条の6), 本記述のような要件はない。

エ 譲渡禁止特約が付された債権が譲渡された場合において, 譲受人がその特約を知っていたときは, 譲渡人は, 譲渡が無効であることを主張して, 債務者に対し, その債務の履行を請求することができる。

→ 誤り(最判平21.3.27)。譲渡禁止・制限付の債権が譲渡された場合であっても, 債権譲渡は有効である(新民法466条2項)。

令和2年の出題: 第16問(保証人に対する情報提供), 第17問(定型約款), 第19問(消費貸借)

参考>>

田端恵子の肢別問題集 改正の新作肢【民法】物権・担保物権編 問3(R3-12-エ 類似)

AがBに有する譲渡制限特約付きの甲債権を目的として, AとCが質権設定契約を締結した。甲債権には譲渡制限の特約が付いているから, 当該質権設定契約は無効である。

→ × 当事者が債権の譲渡を禁止し, 又は制限する旨の意思表示(以下「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても, 債権の譲渡は, その効力を妨げられない(民法466条2項)。よって, 譲渡制限特約の付いた債権について, 質権を設定することもできる。

参考過去問: H24-12-オ, H14-7-ウ

② 近年の傾向★★ 後見制度に関する問題

内容・特徴	対策
<p>・第4問</p> <p>択一：民 R2-21, 民 H29-4 (成年被後見人・被保佐人の比較), 民 H29-21 (未成年後見), 不登 H29-18 (成年後見人による登記申請)</p> <p>記述：H30 (成年被後見人の不動産の売買。関連条文→859, 859 の 3, 864)</p>	<p>・7～21 条の条文だけでなく, 838～875 条の後見の条文も読む (853 条以降の後見の事務の部分も)。</p> <p>・制限行為能力者同士の比較 (e x. 被後見人と被保佐人など)。</p> <p>・世の中で話題になっていたり, 必要とされていたりする制度に目を向ける。</p>

R3-20

ア それぞれ 17 歳である男女の届け出た婚姻届が受理された場合には, 当該婚姻は, 取消しの請求がなくとも, 当然に無効である。

→ × 婚姻は, 18 歳にならなければならないことができない (改正民法 731 条)。そして, 不適齢婚は婚姻の取消原因となる (民法 744 条 1 項) のであって, 無効ではない。

※かつては未成年者の婚姻に関する父母の同意の規定があったが (旧 737 条), 成年年齢の改正に伴い, 未成年者が婚姻をするという事態は発生しなくなるため, 未成年者の婚姻に関する父母の同意の規定 (旧 737 条) は削除される。

刑法

1 目標正解数 3 / 3 (昨年 3 / 3)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
<p>故意 (第 24 問)</p> <p>強盗 (第 25 問)</p> <p>盗品等に関する罪 (第 26 問)</p> <p>昨年は責任, 未遂, 詐欺</p>	<p>刑法は過去問演習で得点しやすい科目であることには変わりがないので, まずは過去問をきっちりやる。</p> <p>もともと, 過去問未出知識の出題や, 珍しい出題 (H31 の名誉毀損など) もあるので, 未出題の分野にも目を通しておく (テキストで飛ばさない)。</p>

会社法

1 目標正解数 7～／9（昨年6～／9）

2 傾向と対策

① 平成26年改正部分の出題★★★

内容・特徴	対策
<ul style="list-style-type: none">・特別支配株主の株式等売渡請求（第28問）・監査等委員会設置会社（第31問） <p>【H26改正の出題実績例】</p> <p>R2-27-ウエ, R2-28-オ（仮装払込み等の責任）</p> <p>R2-28-ウ（支配株主の異動を伴う募集株式の発行, 206の2）</p> <p>H28-34（特定責任追及の訴え）</p>	<ul style="list-style-type: none">・監査等委員会設置会社に関する出題は既にあるので、驚く出題ではないが、細かい。・監査役会との比較, 指名委員会等設置会社との比較の視点で学習する。・全体の正答率が低く, 本試験実施当時は「正解不要」「わからなくてよい肢」と言われていたとしても, 必要な知識なら繰り返し出るので, 必要な問題は肢別で解く。・任務懈怠・仮装払込・現物出資の不足額填補責任など, 設立時と設立後両方に出てくる論点はまとめて学習する。

H28-31

ウ 監査役会設置会社の監査役は, 株主総会において, 取締役の選任について監査役会の意見を述べることができる。監査等委員会設置会社の監査等委員会が選定する監査等委員は, 株主総会において, 監査等委員である取締役以外の取締役の選任について監査等委員会の意見を述べることができる。

→ × 監査等委員会設置会社の監査等委員会が選定する監査等委員は, 株主総会において, 監査等委員である取締役以外の取締役の選任若しくは解任又は辞任について, 監査等委員会の意見を述べることができる（会社法342条の2第4項）。よって, 本記述後段は正しい。一方, 監査役会設置会社の監査役には, このような意見を述べる権限は与えられていない。よって, 本記述前段は誤っている。

エ 監査役会設置会社の監査役及び監査等委員会設置会社の監査等委員は, いずれも, 取締役が定款に違反する行為をするおそれがある場合において, 当該行為によって会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは, 当該取締役に対し, 当該行為をやめることを請求することができる。

→ ○ 監査役は, 取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし, 又はこれらの行為をするおそれがある場合において, 当該行為によって当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは, 当該取締役に対し, 当該行為をやめることを請求することができる（会社法385条1項）。同様の規定が監査等委員についても定められている（会社法399条の6第1項）。

② 商法のマイナー問題の出題★★★

内容・特徴	対策
倉庫営業（第 35 問） R2 は匿名組合，H31 は仲立人，H30 は場屋営業の問題が出題されている。	深追いする時間はないが，各論まで勉強する。 4 年連続各論から出ているが，総論の学習もきっちりやる。 根本的な考え方で解く。

・成績上位の人と全体で正答率に差が出そうな問題

問 2 8（株式等売渡請求），問 2 9（新株予約権），問 3 0（会計参与），問 3 4 問（公告）

・改正の予兆問題

問 3 4 のイは，問 3 4 を正解するには必要ではない肢だったが，電子提供措置制度の新設（改正会社法 325 条の 2 参照）を意識した肢と考えられる。

電子公告を利用する会社には，公告期間中，調査機関への電子公告調査を求める義務があるが（会社法 941 条），調査を求めることは公告の効力要件ではないので，肢イのように調査を求めることを怠ったとしても，公告の効力には影響がないとされている。

電子提供措置制度の新設にあたり，電子公告と同様に，電子提供措置の調査についての規定を置くことが検討されていたが，不特定多数の者に後悔する電子公告と異なり，株主に対して資料を提供する措置であるため，調査を義務づける規定は採用されなかった。

3 改正会社法の出題について

改正会社法は，原則として令和 3 年 3 月 1 日から施行されており，今年の試験範囲に入ったが，出題されなかった。しかし，来年から出題される可能性は当然あるので，きちんと準備して臨むこと。なお，上記の電子提供措置制度の改正及び支店の登記の廃止の改正は，令和 4 年度中の施行が予定されているため，試験範囲に入る可能性を考慮して講座の受講または教材の追加などをする必要がある。

★ 令和元年改正会社法が絡むユニット一覧

Unit	ユニット名	改正点
5	機関Ⅰ	電子提供措置制度，議案の要領通知請求権の制限
6	機関Ⅱ	議決権の代理権行使等
8	取締役・取締役会	成年被後見人等の就任関連
9	代表取締役・利益相反	取締役の報酬関連
10	監査役・監査役会	欠格事由
12	機関の登記Ⅰ	代表取締役の住所の記載
16	社外取締役・社外監査役	社外取締役の設置義務，社外取締役への業務執行の委託
17	監査等委員会設置会社	取締役への委任不可事項
18	指名委員会等設置会社	執行役への委任不可事項，社外取締役への業務執行の委託
22	自己株式	全部取得条項付種類株式の事前開示事項
23	株式等売渡請求，株式の併合等Ⅰ	株式の併合の事前開示事項
26, 27	募集株式の発行Ⅰ，Ⅱ	取締役の報酬としての発行
28, 29	新株予約権Ⅰ，Ⅱ	取締役の報酬としての発行
31	社債	社債管理補助者制度創設，みなし決議関連
46	株式交換，株式移転Ⅱ，株式交付	株式交付制度創設
50	役員の実任Ⅱ，訴訟Ⅰ	会社補償契約，役員等賠償責任保険契約
59	商法Ⅳ	印鑑の届出関連
63	商登 総論Ⅰ	印鑑の届出関連
64	商登 総論Ⅱ	オンライン申請

午後の部

民事訴訟法・民事保全法・民事執行法

1 目標正解数

民事訴訟法 5 / 5 (昨年 4 ~ / 5)

民事保全法 0 / 1 (昨年 1 / 1)

民事執行法 1 / 1 (昨年 1 / 1)

2 傾向と対策

近年の傾向★★★ 弁論準備手続に関する問題

内容・特徴	対策
第3問-エ 争点及び証拠の整理手続のうち、実務でもよく利用されている弁論準備手続が出ている。	弁論準備手続、通常の間頭弁論、書面による準備手続の比較。 通常の間頭弁論と異なりできないことがあるからこそ、「当事者の意見を聴いて」開始する(民訴168, 175)等、なぜその決まりがあるのか?を理解する勉強をする。

弁論準備手続の期日においては、証拠調べとして、文書及び図面、写真、録音テープ、ビデオテープその他の情報を表すために作成された物件で文書でないものしか取り調べるできないが、準備的間頭弁論の期日においては、それら以外の証拠も取り調べることができる。(R2-03-エ)

→ ○ 弁論準備手続でなし得る証拠調べは、文書(民訴法231条に規定する物件を含む)の取調べである(民訴法170条2項)。一方、準備的間頭弁論手続は、間頭弁論の一部なので、こうした制限はない。

裁判所は、弁論準備手続の期日において、当事者尋問をすることができる。(H31-04-ア)

→ × 裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の間頭弁論の期日外においてすることができる裁判及び文書(民訴法231条に規定する物件を含む。)の証拠調べをすることができる(民訴法170条2項)。よって、弁論準備手続期日においては、文書の証拠調べができるにとどまり、当事者尋問をすることはできない。従って、本記述は誤っている。

従来型★★ 比較が活きる問題

内容・特徴	対策
第4問-エ 当事者尋問と証人尋問の比較をしていれば易しい肢。	・日頃から比較を意識した勉強をする。言葉にも注意(e x . ~しなければならない o r ~することができる, 推定される o r みなされる)。

近年の傾向★★ 間接強制に関する出題

内容・特徴	対策
第7問-エ 備考：H29-7 では間接強制がまるまる出題されている。	改正箇所は出るものと思って勉強する。今まで出なかった箇所も今後の試験では定番となる可能性がある。

- ・ 本年は出題されなかったが、改正周辺箇所は注意が必要。

R2-7, H31-7-オ：財産開示手続

その他改正箇所：暴力団員等の買受け防止に関する規定、債権執行関連、子の引渡し
の強制執行に関する規定、第三者からの情報取得手続など。

司法書士法

1 目標正解数 1 / 1 (昨年 1 / 1)

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
業務に関する出題	・ 従来通りのテキスト，過去問による学習。

供託法

1 目標正解数 2～／3（昨年3／3）

2 傾向と対策

内容・特徴	対策
<p>・第9問-ア 根拠が会社法141条2項</p> <p>・第10問-ウ 根拠が民法5条1項本文</p>	<p>・中上級者だからできるテキストの読み方をする。</p> <p>テキストに出てくる他の科目の条文やキーワードが出たときに、手続の流れをイメージする。その他の科目のテキストに寄り道して見ても良い。テキスト間のつながりについて、頭の中でも繋げていく。自分で思い浮かべられるようになるのがベスト。</p> <p>キーワードの例) 会社法に出てくる「供託」、不動産登記法に出てくる「供託」、不動産登記法に出てくる「民法」、供託法に出てくる「民事訴訟法」</p>

- ・近年出題されているテーマ
オンライン供託，管轄など。

不動産登記法

1 目標正解数 13～/16 (昨年13～/16)

2 傾向と対策

① 従来型★★★ 民法など、他科目の知識が必要となる問題

内容・特徴	対策
第19問ウ、オ	不登の知識だけから知識を引っ張ろうとしない。普段から、各科目の繋がりを意識した学習をする。 民法、不登法の繋がり。不登法、民訴・民執・民保の繋がり。会社法、民訴の繋がり。

・第19問-ウ

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない(民法968条)。

・第19問-オ 胎児の遺産分割に関する出題

Aには配偶者B、子C及び胎児Dがあり、Aの相続人間でされた協議によりDが甲不動産を取得する旨を定めた場合には、Dの出生前であっても、相続を登記原因とするAからDへの所有権の移転の登記を申請することができる。(H29-19-ア)

→ × 本記述は、AからDへの所有権の移転の登記を申請することができるとしている点で、誤っている。登記実務先例は、民法886条1項の規定を尊重し、胎児名義への相続登記を認めている(明31.10.19民刑1406)。もっとも、胎児の出生前においては相続関係が未確定の状態にあるため、胎児のために遺産分割その他の処分行為をすることはできない(昭29.6.15民甲1188)。よって、亡Aの相続人間でなされた協議により胎児Dが不動産を取得する旨を定めた場合であっても、Dの出生前に相続を原因とするAからDへの所有権の移転の登記を申請することはできない。

【以下、PU田端基礎講座 民事執行法テキストより抜粋】

(5) 代金納付の効果

買受人は、代金を納付した時に不動産を取得する(民執法79条)。

H9-6-4

(a) 売却に伴う権利の消滅等

不動産上の権利には、強制競売により消滅する権利と、消滅しない権利(買受人に引き受けられる権利)がある(民執法59条)。

消滅する権利	引き受けられる権利
① 抵当権	① 留置権
② 不動産の上に存する先取特権	② 用益権(抵当権設定や差押えより前に対抗要件を具備している賃借権・地上権)
③ 使用収益をしない旨の定めのある質権(民執法59条1項)	③ 使用収益をしない旨の定めのない質権(抵当権設定や差押えより前に対抗要件を具備している質権)
④ 上記①～③の権利を有する者、差押債権者又は仮差押債権者に対抗することができない不動産に係る権利(※)(民執法59条2項)	(民執法59条4項)

H25-7-ア

H11-6-オ

H9-6-1

なお、登記をした賃借権は、その登記前に登記をした抵当権を有するすべての者が同意し、かつ、

その同意の登記をしていた場合は、抵当権者に対抗できるので（民法387条1項）、消滅しない。

(b) 法定地上権

土地及びその上にある建物が債務者の所有に属する場合において、その土地又は建物の差押えがあり、その売却により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなされる（民執法81条）。

(c) 代金納付による登記の嘱託

i 原則

買受人が代金を納付したときは、裁判所書記官は、以下の登記の嘱託をしなければならない（民執法82条1項）。

- ①買受人の取得した権利の移転の登記
- ②売却により消滅した権利又は売却により効力を失った権利の取得若しくは仮処分に係る登記の抹消
- ③差押え又は仮差押えの登記の抹消

② 従来型★★ 改正に絡む問題

内容・特徴	対策
<ul style="list-style-type: none"> ・第15問オ 民法改正による通達についての出題。 →意思表示が錯誤に基づき取り消されたことにより登記の抹消の申請をするときは、その登記原因は「年月日取消」となる（令2.3.31民二.328）。 ・第24問ア～オ 配偶者居住権の通達（令2.3.30民二.324） <p>※R2-15-オでも令2.3.30民二.318の通達に絡む問題が出題されている。</p>	<p>条文の改正はもちろん、新しい通達や判例にも対応する。講座受講者は講座の補講や追加レジュメで補う。</p>

③ 従来型★★ 登記記録問題

内容・特徴	対策
<p>R2は登記記録問題がなく、問題文が1ページの約半分で収まる問題が5問もあったが、今年は例年通りの長文問題・登記記録問題（第23問、第26問）が目立った。また、第1欄・第2欄を記載する形式の問題は3問出題された（第14問、第15問、第16問）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第26問のような聴取による問題も出題される（H25-22）。 ・問題文は長文がデフォルト、登記記録問題もデフォルト。どれだけこちらが試験に合わせられるか。

- ・ 午後の部で1 番出題数が多いが正答率平均は午後科目の下から2 番目の低さ
70%以上正解できている問題がほとんどない（例年どおり）
- ・ 成績上位の人と全体で正答率に差が出そうな問題
問12, 問13, 問15, 問21, 問23
Aランクレベルの問題数に比べ、正答率70%を実際に超えている問題がほとんどない（これは近年ずっとそう）。
①出題形式にうろたえて本来の知識を出せない, ②過去問演習不足, ③そもそも不動産登記法が苦手・・・これらの原因が考えられる。

【参考】

- ・ 第15問-エ 登記原因の更正ができない場合

AからBに対する贈与を原因とする所有権の移転の登記の原因を、共有物分割とする更正の登記をすることはできない。共有物分割を登記原因とするためには、前提として登記記録上、共有状態にある必要があるからである。(H17-20-イ参照)

- ・ 第21問-ア

甲不動産について、乙区1番にAを、乙区2番にBをそれぞれ登記名義人とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aの抵当権が弁済により消滅したときは、Bは、甲不動産の所有権の登記名義人であるCと共同して、Aの抵当権の登記の抹消を申請することができる。(H29-14-エ)

→ × Aの抵当権の抹消登記は、原則、現在の所有権登記名義人Cを登記権利者、抵当権者Aを登記義務者として共同で申請するが（不登法60条）、後順位抵当権者Bも、先順位抵当権者の抹消につき登記権利者となることができる（昭31.12.24民甲2916）。つまり、後順位抵当権者Bは登記義務者である先順位抵当権者Aと共同で抵当権の登記の抹消を申請することはできるが、所有権登記名義人Cとの共同申請で抵当権の抹消を申請することはできない。

- ・ 試験で求められているのは全肢の知識が頭に詰め込まれている人間ではなく、ある知識で考えて正解できる人間。
→丸暗記<理解を伴った記憶

商業登記法

1 目標正解数 5～／8（昨年4～／8）

2 傾向と対策

① 本年の傾向★★ 問題の前提となる設定が統一されていない問題

内容・特徴	対策
第30問 募集株式の発行の問題の場合、前提となる設定（公開会社である、取締役会設置会社である等）を設問で統一している場合も多いが、今回は設定の統一がなく、肢ごとに設定が違っていたため、解くのに時間がかかる。	・時間の確保。 ・機関設計の把握をしてから解く習慣をつける。本試験の文言を自動で変換できるように & 機関設計を絞れるように。(※)

※文言の変換，機関設計を絞ることができるキーワード

e x. 公開会社でない会社＝非公開会社，公開会社＝取締役会設置会社（会 327 I ①），
監査役監査の範囲を会計に関するものに限定している会社＝非公開会社，かつ，
監査役会と会計監査人なしの会社（会 389 I）

・直近3年の「募集株式の発行」問題の冒頭

R2-30：会社法上の公開会社でない株式会社における募集株式の発行による変更の登記に関する・・・

H31-30：株主に株式の割当てを受ける権利を与えてする募集株式の発行による変更の登記に関する・・・

H30-30：金銭以外の財産を出資の目的とする募集株式の発行による変更の登記に関する・・・

② 近年の傾向★★★ 株主リストに関する出題

内容・特徴	対策
第32問 H31記述式では、株主リストに記載される最小の範囲の株主を解答させるという設問が登場している。 参考：記述式必修問題集60 商業登記法問5	・株主リストはH28に新設された制度。実務の知識としても必須のものなので、株主リストの添付がある場合、いない場合を明確に。 ・法務省HPの情報も余裕があれば確認する。

参考>>

商業登記規則61条2項

登記すべき事項につき次の各号に掲げる者全員の同意を要する場合には、申請書に、当該各号に定める事項を証する書面を添付しなければならない。

- 一 株主 株主全員の氏名又は名称及び住所並びに各株主が有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を含む。次項において同じ。）及び議決権の数
- 二 種類株主 当該種類株主全員の氏名又は名称及び住所並びに当該種類株主のそれぞれが有する当該種類の株式の数及び当該種類の株式に係る議決権の数

商業登記規則61条3項

登記すべき事項につき株主総会又は種類株主総会の決議を要する場合には、申請書に、総株主（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の総株主）の議決権（当該決議（**会社法第319条第1項（同法325条において準用する場合を含む。）の規定により当該決議があつたものとみなされる場合を含む。**）において行使することができるものに限る。以下この項において同じ。）の数に対するその有する議決権の数の割合が高いことにおいて上位となる株主であつて、次に掲げる人数のうちいずれか少ない人数の株主の氏名又は名称及び住所、当該株主のそれぞれが有する株主の数（種類株主総会の決議を要する場合にあつては、その種類の株式の数）及び議決権の数並びに当該株主のそれぞれが有する議決権に係る当該割合を証する書面を添付しなければならない。

- 一 十名
- 二 その有する議決権の数の割合を当該割合の多い順に順次加算し、その加算した割合が三分の二に達するまでの人数

- ・ 昨年（R2）に比べると難易度はやや下がるが、正答率は全体的に低い
考えられる原因→①不動産登記法でやられている、②時間不足（択一の時間を守れていない）等・・・
- ・ 第35問は実質10肢問題なので時間の制約を考えスルーでも可（R2-32も10肢問題）
- ・ 成績上位の人と全体で正答率に差が出そうな問題
問28、問30、問31、問33

4. 来年に向けての方向性

①知識面について

- ・過去問が理解できているのは当たり前。テキスト知識・条文知識も大切にする。
未出だから難しい、というのは違う。
- ・正答率を見ていると、平成26年の会社法改正や、新しめの通達（令2.3.30民二324）などに対応できていない受験生が一定数いると考えられる。
改正は、その制度が必要だとか、利用されていないものをもっと利用しやすくしようとか、そういった理由があってされているものであり、実務でも必要な知識だから、出題されるのは当たり前。きちんと対応して試験に臨めるようにする。

②時間配分について

- ・無理そうな問題に見切りをつけて進めていく。
- すべての問題を処理することが大事。いま解いている問題よりも得点しやすい問題が先にあることもある。
- ・「知らない肢」は毎年必ず出るので、知らない肢で考え込まない。自信を持って正誤を判断できる軸肢をつくる（知識の精度を上げる）勉強をする。
- 日頃の学習では組み合わせで解かない。
- ・答練、模試で時間配分や解き方のシミュレーションをする。「〇〇時になったら〇〇にとりかかる」というのを決めておく。
- e x. 14時10分になったら不動産登記法記述に行く、15時になったら商業登記法記述に行く（択一でも科目ごとの時間配分の目安を掴んでおくとよい。)

③講座について

- ・ご自身のレベルに合わせて基礎講座か中上級講座か決める
- 講座のコンセプトをよく確認する
- ・講師で選ぶ
- 嫌な人の動画は見続けられない。可能であれば受講相談、動画の視聴をする。
- ・スケジュールリングを自分でも考える

記 述 式

不動産登記法

事例の流れ

R3. 4. 15 事実関係 1・2 聴取

- ・ 4. 1 こまち社・はやぶさ社による吸収分割契約の締結
- ・ 4. 14 佐藤一郎とはやぶさ社による B 建物の売買契約の締結（上記吸収分割の効力発生を条件とする。所有権移転時期特約あり）
- ・ 4. 14 株式会社羽後銀行と株式会社奥羽銀行による共同根抵当権の分割譲渡契約

R3. 6. 10 事実関係 1～5 登記申請

- ・ (A 土地) ①こまち社の商号変更, 本店移転, ②こまち社→はやぶさ社への所有権移転 (第 1 欄)
- ・ (B 建物) 佐藤一郎→はやぶさ社への所有権移転 (6. 10 申請分だが解答不要)
佐藤一郎ははやぶさ社の取締役であるため, はやぶさ社の利益相反の承認とその議事録の添付が必要 (第 4 欄)
- ・ (A 土地及び B 建物) ①根抵当権の債務者であるこまち社の商号変更, 本店移転による変更, ②根抵当権の債務者の会社分割による変更, ③根抵当権の分割譲渡 (第 2 欄)

R3. 6. 18 事実関係 6 登記申請 (6. 10 の登記は完了している)

- ・ 1 番 (あ) 根抵当権の債権の範囲の変更 (第 3 欄)
- ・ 1 番 (い) 根抵当権の債務者の変更 (第 3 欄)

1. 分量

問題文

	R3	R2	H31	H30	H29	H28
総ページ数	16	13	16	15	14	18
別紙の数※	5(7)	5	6(8)	8	6	8

※別紙1が「1-1」「1-2」に分かれているような場合には実質2枚としてカウントし、かっこ内に表示

解答

	R3	R2	H31	H30	H29	H28
申請書の数	7	6	6	5	7	7
申請書以外の解答の数	1	2	2	1	1	1
「登記不要」の数	3	2	1	0	0	1

本年の特徴★★★ 申請はするが解答に記載しない登記申請がある

R3	・ B建物の佐藤一郎→はやぶさ社への所有権移転登記 →P41 問1 かっこ書きの指示による (※)
H28	・ 5月25日申請の登記が甲土地・乙建物どちらにもあったが甲土地のみ解答を求められ、乙土地の申請書(根抵当権の抹消)を記載しない ・ 「申請した登記が2件以上となる場合は、1番目に申請した登記を記載しなさい」という指示により2件目の申請書(根抵当権の債権の範囲・債務者の変更)を記載しない
対策	
解答しない申請書も含め、「今の登記記録はどうなっているか？」を把握して解く。	

※部分的な不記載の指示のパターンもある。

例) 申請人は記載するが、「権利者その他の事項」欄に記載される事項は不要とする出題(R2)、登録免許税の枠がない欄のある答案用紙(R3, H30, H29)

その他の特徴

- ・ 甲土地, 乙建物ではなく A土地, B建物

- ・ P41 問2, 問3の「本件不動産」とはA土地及びB建物のこと (P39 問題文2~3行目参照)
- ・ 登記識別情報又は登記済証を提供できない場合の記載に関する指示 (P42 注意事項1(4))
→この指示が入る場合には登記識別情報を提供できない登記申請が発生するのが定番だったが (R2, H31, H29に出題済み), 今年は登記識別情報を提供できない申請が発生しなかった。
- ・ 【添付情報一覧】 (P44) の登記済証の特定方法が「甲土地甲区1番の…」といったものではなく受付番号によるものだった。

2. 今回使えた連想パターン

会社のパターン

〇〇を分割会社とする会社分割があったら？

a 所有者・抵当権者・債務者（根抵当権以外）の場合

→ 契約書・計画書で所有権や債権・債務を承継する旨が定められていれば、会社分割による移転登記や変更登記が必要となる。契約や計画の内容次第ということである。

そのため、契約や計画の内容によることを証するために吸収分割契約書や新設分割計画書を提供する。登記事項証明書（会社法人等番号の提供で添付省略OK）だけでは足りない。

b 根抵当権者 or 根抵当権の債務者の場合

→ 元本確定前の根抵当権は、契約書・計画書の内容に関係なく吸収分割承継会社 or 新設分割承継会社との準共有になるので、いったん根抵当権の一部移転登記 or 変更登記を申請する。内容に関係ないので、契約書や計画書の提供は不要。

→ 根抵当権者 or 根抵当権の債務者の会社分割があっても元本は当然には確定しないが、設定者からの確定請求があるかも。

確定請求があった場合、会社分割から1か月以内 or 設定者が知った日から2週間以内の確定請求かどうか確認する。また、債務者兼設定者が債務者の会社分割を理由に元本確定請求することは認められていないことに注意する。

名変パターン

会社の登記事項証明書が出てきたら？

→ a 商号変更, 本店移転での名変 (更正) 登記がある

→ b 会社と役員との利益相反の判断の可能性がある

今回使えた必修問題集60の問題・解説

- ・不動産登記法 問題15 テーマは「会社分割」で、会社分割による所有権移転と根抵当権者の会社分割による根抵当権の一部移転を出題。解説には上記の連想パターンも掲載。
- ・不動産登記法 問題17 解説「会社のパターン」として利益相反を掲載。
- ・不動産登記法 問題19 根抵当権の分割譲渡を出題。

3. 傾向と対策

従来どおりの傾向★★★ 別紙から名変等を読み取る

R3	<ul style="list-style-type: none"> ・こまち社の謄本（別紙3-1）により、本店移転及び商号変更の事実がわかる →A土地の所有権移転の前提として、これらの変更登記が必要（第1欄1件目）
過去の 本試験	<ul style="list-style-type: none"> 名変等の記載方法 ・事実関係に書いている R2, H29 など ・別紙から読み取る H31（別紙の謄本から本店移転がわかる） ・事実関係と別紙の両方からわかる H28
対 策	
<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係、別紙どちらに記載されているパターンでも解けるよう、複数のバリエーションの問題を解く。 ・住所変更などがあっても、名変等を省略できる場合もあるので、名変等が生じている人は誰か？これから申請する権利の登記（EX. 所有権移転登記）の前提として必要か？を検討する。 ・会社の謄本のチェック事項（※）を見逃さない。 	

※会社の謄本のチェック事項

商号変更，本店移転の有無，合併等の有無，取締役が誰か（利益相反の可能性）。

取締役との売買等の取引がある場合には，①利益相反行為に該当するか？を検討し，該当する場合には②必要な承認決議が得られているか？の記載を確認する（今回であればP40 事実関係3の記載及び事実関係に関する補足1の記載により，承認決議が得られていることがわかる）。

従来どおりの傾向★★★ 問題文の指示（誘導）

<p>R3</p>	<p>・P40 事実関係 3 会社法上求められる手続及び登記の際に提供する添付情報について説明を行った旨 →「会社法上」と書いているので、会社の利益相反の可能性を考えられる。この時点では佐藤一郎が取締役だと気づいていなかったとしても、別紙 3-1 の確認により気づくことができる。 会社の利益相反の出題：H31（R3 と同じ売買）、H26</p> <p>・P41 問 3 「なお、…(あ)共同根抵当権と、…(い)共同根抵当権と記載すること。」 →事実関係 2(2) (P40) の分割譲渡はおそらくできるんだらうな、という予測が立つ。分割譲渡ができていなければ事実関係 6 の変更はすべてできなくなるため。</p> <p>・P40 事実関係 6(2) 「債務者をはやぶさ社のみとする」 →元々 1 番根抵当権の債務者はこまち社（旧秋田商店）のみだとわかるので、6/18 までに何かが発生しているな?となる。 この「何か」は会社分割による根抵当権の債務者の変更だが、知識が出てこなければ厳しいかも…</p>
<p>R2</p>	<p>・「権利の移転の方法によらずに」という記載（事実関係 9） →更正登記への誘導。H29 にも出題あり（H29 事実関係 10 参照）。</p> <p>・登記識別情報を提供することができない理由の記載 →登記識別情報の通知を受けていない者がいることのヒント（R3 ではないなかった）</p>
<p>対 策</p>	
<p style="text-align: center;">問題文の指示を守る・抽出する訓練。 「いつもの書き方」と違う部分にいかにつけるようになるか（逆に、スルーしてよい部分は読み流すことも大事）。 ・「伏線を回収する」、「問題を処理する」という意識を持つ。 問題文や注意事項には解答に影響する何らかの意味がある。</p>	

・誘導になる指示があっても答案に活かされないまま終わる指示もある

- ①「申請人が法令に掲げる者のいずれであるかを登記情報の内容とすべきときは、
・・・当該法令を記載する。」(P42 注意事項 1(5))
答案に影響があった例：H28（代位による登記申請）

②登録免許税の免除・軽減の根拠法令の記載の指示（P43 注意事項 7）

答案に影響があった例：R2, H28（登免法 13 条 2 項, 登免法 5 条 4 号など）。

・スルーしてよい注意事項

① 1 (2) 権利者等も記載するなどの指示

② 2 添付情報の記号に関する指示

③ 5 別紙は法律上適式に作成されている旨

④ 6 算用数字を使用する旨

⑤ 8 訂正方法等（「各欄に記載する文字は字画を明確に」という記載は本年度から）

商業登記法

事例の流れ

- ・ 3/23 定時株主総会開催（議決権のある株主全員出席）
会計監査人の自動再任，株主名簿管理人の設置をする旨の定款変更，新株予約権の発行について募集事項の決定の委任

- ・ 3/23 取締役会開催（取締役A， B， C， 監査役D出席）
株主名簿管理人の選定，新株予約権発行の募集事項の決定

- ・ 3/31 までに甲， 乙， 丙から新株予約権の引受けの申込み

- ・ 4/1 株主名簿管理人との委託契約締結

- ・ 4/1 別紙1～5， 8 4/2 申請（第1欄）

- ・ 6/18 新株予約権者丙の死亡
新株予約権行使の条件により，丙が持っていた新株予約権が消滅する

- ・ 6/30 臨時株主総会開催（議決権のある株主全員出席）
株式の譲渡制限の規定の変更（非公開会社→公開会社へ），公開化に伴う取締役A， B， C， 監査役Dの任期満了，代表取締役Aの資格喪失による退任，取締役E， F， G， Hの選任，監査役I， Jの選任（※）
※注意事項6によりすべての者の就任承諾を得られていることがわかる

- ・ 6/30 取締役会開催（取締役E， F， G， Hの選任，監査役I， Jの出席）
代表取締役G選定（席上就任承諾している）
支配人選任に関する事項の代表取締役への委任→無効であるため不可（第3欄）

- ・ 7/1 別紙6， 7， 9 7/2 申請（第2欄）

1. 分量

問題文

	R3	R2	H31	H30	H29	H28
総ページ数	15	18	17	17	15	14
別紙の数※	9	11	13	9	9	9

(1) 易しかった点

- ・決議の成立について計算がいらなかった（R2 では各決議について計算を要した）
- ・別紙 8, 9 の聴取記録の量（例年より少ない）
- ・就任承諾書に関する指示に関して、氏名の記載が不要だった
- ・公開化に伴う任期満了と就任が発生したが、別々の人になっているのでややダメージが少ない（A, B, C, D の退任をし忘れても E, F, G, H, I, J の就任は書いているというパターン。同じ人の就任だと、任期満了していないのに何で選任してるんだろう・・・？ と思い、A, B, C, D が選任されていても何も書かないパターンも出てくる）

(2) 難しかった点

- ・新株予約権者の死亡による新株予約権の一部消滅

2. 今回使えた連想パターン

会計監査人がいる

→ a 自動再任がある。定時株主総会が開催されていたら解答し忘れないようにする。

自動再任の場合は「重任」登記による。「自動」再任なので就任承諾書の添付は不要だが、資格を証する書面の添付は必要。

→ b 辞任する。後任の会計監査人が決まっていなくても会計監査人には権利義務がないため辞任OK

→ c 監査役全員の同意（監査等委員会設置会社では監査等委員全員の同意，指名委員会等設置会社では監査委員全員の同意）で解任する。

→ b や c の出来事があれば，仮会計監査人の選任の可能性もある。

仮会計監査人は監査役（監査役会設置会社では監査役会，監査等委員会

設置会社では監査等委員会、指名委員会等設置会社では監査委員会）が選任するが、現に会計監査人がいなくなつてからでないで選任することはできない。

そのため、仮会計監査人を選任した旨が問題に記載されている時は、選任時点で実際に会計監査人の欠員が生じているかを確認する。

いつの間にか役員の任期が満了（退任）しているパターン

a 非公開会社から公開会社への移行

→ 取締役、監査役、会計参与の任期が満了する（監査等委員会設置会社又は指名委員会設置会社である場合は除く）。

非公開会社では任期を延長していることが多いが、公開会社では任期の延長ができないためである。

今回使えた必修問題集60の問題・解説

- ・商業登記法 問題2 株式の譲渡制限に関する規定の廃止（公開化）による役員の退任及び選任、選定議事録に押印した個人実印の印鑑証明書の添付（商登規61条6項）
- ・商業登記法 問題6 会計監査人の自動再任、R3 本試験問題と同様の指示（会社法人等番号の記載による登記事項証明書の添付の省略はしない旨）
- ・商業登記法 問題11 株主名簿管理人の設置
- ・商業登記法 問題25 新株予約権の発行

3. 傾向と対策

近年の傾向★★★ 就任承諾を証する書面の記載に関する指示

近年の傾向★★★ 株主リストの通数に関する指示

R2	<p>・P56 注意事項10（H30から出題。今年は指示の内容がやや違う ver.）</p> <p>※</p> <p>・P51 注意事14 この指示がなければ、本問では、登記すべき事項ごとに株主リストを作成し、株主リストを第1欄で2通、第2欄で2通添付するのが原則となる。</p>
対 策	
<p>（就任承諾書の指示について）答練・模試を受講する際、本問のような記載で「どのくらい書く時間がかかるか？」を把握しておく。</p> <p>また、今後「本人確認証明書」や「印鑑証明書」についても特定を求める出題がある可能性もある。</p> <p style="text-align: center;">注意事項のスルー部分を体で覚える。</p>	

- ※ 類似問題：記述式必修問題集 60 商登問 19（本人確認証明書 ver.），問 20（就任承諾書 ver.），問 25（就任承諾書＋本人確認証明書 ver.）
パーフェクトユニット記述合宿商登問 1（就任承諾書＋印鑑証明書 ver.），商登問 2（就任承諾書 ver.）
司法書士オープン第 1 回商業登記法記述（田端作成，就任承諾書 ver.）

答案作成に当たっての注意事項 抜粋

- 10 登記申請書の添付書面のうち，就任承諾を証する書面を記載する場合には，資格を特定して記載すること（氏名の記載は要しない）。
- 14 登記申請書の添付書面のうち，株主の氏名又は名称，住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）を記載する場合において，各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらないときは，その通数は開催された総会ごとに 1 通を添付するものとする。

参考：法務省 株主リストに関するよくあるご質問より抜粋

- Q 5 1 回の株主総会で，複数の登記すべき事項を決議し，その登記申請を 1 つの申請として行う場合，株主リストは登記すべき事項ごとに作成する必要がありますか。
- A 5 原則として，登記すべき事項ごとに株主リストを作成する必要があります。
- ただし，各議案を通じて株主リストに記載する各株主についての内容が変わらない場合は，株主リストにその旨を明記することで，1 通のみ株主リストを作成することも可能です。詳しくは，株主リストの記載例をご参照ください。

・スルーしてよい注意事項

- ① 1 別紙以外には会社法の規定と異なる定めは存しない
- ② 4 記載省略部分にはいずれも有効な記載がある旨
- ③ 7 添付書面は適式に調えられている旨
- ④ 8 印鑑の提出は適式にされている旨
- ⑤ 15 算用数字を使う旨
- ⑥ 16 訂正方法等（「各欄に記載する文字は字面を明確に」という記載は本年度から）

・法人の資格を証する書面の添付について

①法人の資格を証する書面として添付する登記事項証明書は、
同一管轄であれば不要（商業登記法 54 条 2 項 2 号）

②商業登記法 19 条の 3 では、この法律の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合その他の法務省令で定める場合には、添付することを要しないと規定している。

よって、会計監査人が監査法人である場合であって、当該監査法人が申請会社と同一管轄にあるなら資格を証する書面は不要。

別管轄の場合には、資格を証する書面として登記事項証明書を添付するか、会社法人等番号の記載が必要となる。

どちらの解答とするかは問題文の指示による。

本問のように、注意事項 12 のような指示がある場合には、登記事項証明書を添付することになる。逆にたとえば、「申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略ができる場合には、会社法人等番号を記載するものとする。」といった指示があれば、会社法人等番号の記載をすることになる（必修問題集 60 問題 17 参照）。

・ R2 本試験問題では、①種類株主総会の可否を内容で判断させる、②成立に関わる補足事項を聴取記録ではなく別紙に記載するなど、新傾向が見られたが、今年は特に変わった指示はなく、申請書以外の設問も登記できない事項というオーソドックスなものだったので、商業登記法記述単体の難易度は易しかったといえる。

登記できない事項に気づけるようになるには、連想パターンの修得が有用。

【参考：近年の商業登記法の設問】

R2	登記できない事項（取締役の責任の免除に関する規定の設定）
H31	・株主リストに記載すべき最小限の範囲の株主を解答させる ・大会社になったことで追加する議案を解答させる
H30	・必要な議案を提案させる ・社外監査役に該当する者を解答させる

(※) 申請書以外のバリエーションの例

PU必修問題集 60 問 5, 問 6, 問 9, 問 14, 問 22, 問 23

3. 私達ができる記述式対策

(1) ひな型は無意識に書けるように

本試験で解答する申請書はオーソドックスなもの。また、判断ができて申請書が書けなかったら得点にならないので、ひな型は書けるように覚える。

不動産登記法で解答する申請書（申請書以外の内容は除く）

R3	名変+住変, 所有権移転, 根抵当権の債務者の表示変更, 根抵当権の債務者の変更, 分割譲渡, 債権の範囲の変更, 債務者の変更
R2	所有権更正, 根抵当権設定, 住変+住居表示実施, 根抵当権の債務者の表示変更, 所有権保存, 共同根抵当権追加設定
H31	所有権移転（相続）, 持分移転, 抵当権抹消, 住変, 極度額の変更, 所有権移転（売買）
H30	所有権移転（相続）, 持分移転, 共有者全員持分全部移転, 地上権設定, 地上権への根抵当権設定
H29	住変, 所有権更正, 抵当権の債務者の相続による変更, 抵当権の債務者の住変, 抵当権の債務者の債務引受, 賃借権設定, 賃借権の抵当権に優先する同意の登記

(2) 連想パターンの修得

記述での問題の展開はある程度決まっているので、あらかじめ連想パターンとして修得しておく、「次は〇〇が起こるかな？」という連想ができるようになり、速く問題を解くことにつながる。

(3) 答練, 模試で新作問題を解く

以下のメリットがある。

- ・過去問以外の「新作」問題に出会える
- ・失敗することができる
- ・連想パターンの蓄積
- ・時間切れ対策
- ・申請書以外の出題のバリエーションに慣れることができる（※）

(※) 記述式必修問題集60での取扱い

申請書以外のバリエーションの例	PU記述式必修問題集60 該当問題
本人確認情報に関する解答	問1
「仮に〇〇であった場合」の登記申請の可否等	問2, 問3, 問8, 問11, 問18, 問22, 問23, 問28
司法書士が説明した必要な登記申請	問5
登記原因証明情報の内容を記載させる	問5
登記申請できない事項	問4, 問6, 問19, 問25
相談・質問に対する司法書士の回答	問10, 問15, 問21, 問29

(4) 択一の知識の精度を上げる

①択一の基本的な知識がないと解けないので、択一の精度を上げる（過去問を8割以上正解できるくらい）。

②テキスト等の教材以外まで範囲を広げ、すべての登記研究や先例を覚えるのは不可能

→ 「この登記をしなかったら問題のバランス（※）的にどうかな？」ということを考えて解答を決める（問題の空気を読む）。

※解答の記載量，他の申請情報の影響など

本問でいえば，第3欄は根抵当権の分割譲渡が申請できていないと2件とも登記不可となり，全体の解答量が例年に比べて少なく，バランスが悪い。

(5) 解法の確立

問題文を正しく把握することができれば，答案構成用紙を使うか使わないか，何を書くか書かないかはどうでもいい。

参考) 私が今年不動産登記法で答案構成した事項

登記記録の図，事実関係（軽く），どの欄に何を書くか（『A土地6/10㊦ 1らん』のように書く）

田端恵子

担当講座	パーフェクトユニット方式 一発合格田端基礎講座
著書	『パーフェクトユニット記述式必修問題集60』(辰巳法律研究所) 『パーフェクトユニット方式 田端恵子の記述問題集 必修問題30』 ①不動産登記法 ②商業登記法 (辰巳法律研究所) 『だからあなたを合格(うか)らせたい!司法書士一発合格法』(すばる舎)
Twitter	田端恵子(司法書士/講師) @tabata_keiko https://twitter.com/tabata_keiko
YouTube	https://www.youtube.com/c/keikotabata
LINE	公式LINE「田端恵子たつみチャンネル」
ブログ	「note」 https://note.com/keikotabata

【近日開催無料ガイダンス】 ※ご視聴はタイトル右の URL もしくは QR コードよりお願いします。

『令和4年度司法書士試験断固合格!田端の合格カレンダー2022夏スタート Ver』(無料)

・ YouTube LIVE 7月24日(土)

講義 14:00~15:00

質問会 15:05~15:30

<https://youtu.be/feOjA0wWnOM>



【無料受験相談実施中(7月・8月)】

公式LINEにて、受講相談メッセージを受付中です。
ぜひ「田端恵子たつみチャンネル」にご登録ください。
ご登録は右URLかQRコードよりお願いします。

<https://lin.ee/3lOriLo>

